

# 65歳以上の方の介護保険料はどのように納めるの？

## 【介護保険料の算定基準及び平成19年度介護保険料】

所得段階	対象となる方	保険料年額
第1段階	老齢福祉年金受給者（うち本人・世帯全員非課税者） 生活保護受給者	18,360円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額が 80万円以下の人	18,360円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、第2段階以外の人	27,540円
第4段階	本人が町民税非課税（世帯内に町民税課税者がいる場合）	36,720円
第5段階	本人が町民税課税で前年所得金額200万円未満	45,900円
第6段階	本人が町民税課税で前年所得金額200万円以上	55,080円

※保険料年額については、平成17年度税制改正により高齢者の非課税限度額が廃止されたことに伴う被保険者の負担増加に対する激変緩和措置として、税制改正の影響を受ける方については、平成20年度までの3ヶ年度で段階的な保険料の引き上げを行います。したがって、対象となる方は、表の年額が軽減されています。

介護保険制度は、介護が必要になった方が、安心して自立した生活が送れるように社会全体で支えていくというものです。一人ひとりの保険料は介護保険の大切な財源となります。

それでは、介護保険料はどのように納めるのでしょうか。まず、介護保険の第1号被保険者（65歳以上）になりますと、個人ごとに介護保険料を納入することになります。保険料額は、本人並びに同一世帯人の町民税の課税状況により、左表の通りになります。

### 特別徴収

年金が原則として年額18万円以上の方は年金から天引きになります

- 保険料の年額を年金の支払い月（偶数月）である年6回に分けて天引きになります。
- 特別徴収の対象者（年金からの天引き可能な方）として把握されると、おおむね6ヵ月後から保険料が天引きになります。
- 保険料徴収の対象となる年金  
国民、厚生、共済などの老齢・退職を支給事由とする年金、遺族年金、障害年金などです。

### 普通徴収

- 年金が原則として年額18万円未満の方は納付書で個別に納めます
- 特別徴収（年金天引き）が開始されるまで6ヶ月は納付書で納めます
- また、特別徴収の方でも年金天引きができない事由が発生した場合は、納付書で納めていただく場合があります

※老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金を受給していない方、または老齢福祉年金・恩給を受給している方も含みます。

- 保険料の年額を6期（7月、8月、9月、11月、12月、1月）に分けて納めます。
- 小野町役場健康福祉課から納付書を送付しますので、取り扱い金融機関で納めてください。

納付書で納める方は便利で確実な口座振替を  
忙しい方、なかなか外出できない方は、介護保険料の口座振替が便利です。

手続きは → ①介護保険料の納付書、通帳と印鑑（通帳届出印）を用意します。  
②取り扱い金融機関で「預金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。

※口座振替の開始は、申込日の翌月以降になります。  
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。

介護保険料の納め方は、年金の受領額によって、特別徴収と普通徴収の2通りに分かります。